

その他の論点について

1. 風しんに関する追加的対策について
2. HPVワクチンのキャッチアップ接種について

その他の論点について

1. 風しんに関する追加的対策について
2. HPVワクチンのキャッチアップ接種について

風しんに関する追加的対策の今後について【全体概要】（案）

令和3年12月17日
第46回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会・第57回厚生科学審議会感
染症部会（合同開催）資料2-2より抜粋

経緯

- 2018年夏以降の風しんの感染拡大を受け、過去に公的に予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象として、3年間、全国で抗体検査と予防接種法に基づく定期接種を実施することとした。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控え、健診の実施時期の見直し等の様々な影響により、当初の見込みどおりには進んでいない。
- 今後の風しんの流行を防止するために、当初目標まで抗体保有率を引き上げる必要があるため、目標の到達時期を延長し、引き続き、追加的対策を実施することとしてはどうか。

目標（案）

【対象】 **昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性**

- 【目標】 (1) **2021年7月まで**に、対象世代の男性の**抗体保有率を85%**に引き上げる。
(2) **2021年度末まで**に、対象世代の男性の**抗体保有率を90%**に引き上げる。

【対象】 **昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性**

- 【目標】 (1) **2022年12月まで**に、対象世代の男性の**抗体保有率を85%**に引き上げる。
(2) **2024年度末まで**に、対象世代の男性の**抗体保有率を90%**に引き上げる。

促進策（案）

風しんの追加的対策の実施時期の延長に伴い、主に以下の促進策を実施してはどうか。

- ①健診に合わせた抗体検査を促進する観点から、毎年、抗体検査未受検の対象者全員にクーポンの一齐送付する。
(令和元年度～令和3年度は対象世代を分割し、クーポン券を送付していた。)
- ②新型コロナワクチンの接種を行う医療機関や大規模接種会場において、ポスター、リーフレットを用いて啓発するとともに、新型コロナワクチンの職域接種を実施する会場に対しても周知・協力依頼を行う。
- ③対象者の利便性の向上を図る観点から、即日、抗体検査の結果が判明する検査キットを導入する。
※ ただし、偽陽性を含むIgM陽性の場合の風しんの診断が必要となることに留意するとともに、IgG陰性だった場合にワクチン接種につなげるために、当該検査キットを用いる場合は、検査日に風しんの診断やワクチン接種が実施可能な体制を求めることとし、限定的に導入することとする。

関係法令の改正イメージ

予防接種法施行令の改正の内容

- ・ 風しんに係る定期の予防接種の対象者の特例について、令和4年3月31日までの間とされているところ、これを令和7年3月31日までの間に延長するものとする。
- ・ この政令は、令和4年4月1日から施行すること。

予防接種法施行令（改正後イメージ）

※赤字が改正箇所

- 附 則
- 1・2 (略)
- 3 法第五条第一項の政令で定める者については、**令和七年三月三十一日までの間**、第一条の三第一項の表風しんの項中
- 「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
- 二 五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」
- とあるのは、
- 「一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
- 二 五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
- 三 昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた男性」
- とする。
- 4～7 (略)

その他の論点について

1. 風しんに関する追加的対策について
2. HPVワクチンのキャッチアップ接種について

2. HPVワクチンのキャッチアップ接種について

関係法令の改正イメージ

前回の分科会での議論を踏まえた整理

- HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった **9 学年（H9年度生まれ～H17年度生まれ）すべてをキャッチアップ接種の対象とする。**

※ なお、接種機会の確保の観点から、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代についても、順次キャッチアップ接種の対象者とする。

- 接種対象者の接種機会の確保の観点や、地方自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、**キャッチアップ接種の期間は3年間**とする。

	H9生	H10生	H11生	H12生	H13生	H14生	H15生	H16生	H17生	H18生	H19生	H20生	H21生
推定接種率*	78.8%	78.7%	68.9%	14.3%	1.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%			
H22	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
H23	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳
H24	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳
H25	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳
H26	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳
H27	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳
H28	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳
H29	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳
H30	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳
R1	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳
R2	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳
R3	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳
R4	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳
R5	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳
R6	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳

緊急促進事業
積極的勧奨差し控え
定期接種
キャッチアップ接種

緊急促進事業の接種対象者。12歳は例外として対象とされた場合
○歳
定期接種の接種対象者。13歳は標準的接種期間にある者
※年齢については、各年度生まれの者が当該年度内に達する年齢を記載（例：13歳→中1）

<参考> HPVワクチンのキャッチアップ接種の対象者、期間について
(令和3年12月23日第28回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料4より抜粋)

予防接種法施行令の改正の内容

- 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の対象者を次に掲げる者とする。
 - 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
 - 平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた女子（前号に掲げる女子を除く。）
- この政令は、令和4年4月1日から施行すること。